



税理士が教える経営に役立つ税制情報

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会阪神支部
広報委員 尾崎雄一郎

こんなときどうする？ ～災害時の税務上の取り扱い～

9月は台風シーズンです。もしも、法人の資産が風水害や地震といった自然災害で被害を受けた場合、損害額や復旧費用、被災した従業員や取引先への支援に充てた支出等の多くは、当期の費用や損失として損金とすることができます。

被災した自社の資産を撤去や修理したとき

災害で資産が滅失・損壊した

法人の商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所、工場、備品、車両等の固定資産が被災したことによる損害額は、評価損や除却損として損金にすることが認められています。被災した店舗や事務所等の取り壊しや撤去のための費用、土砂等の障害物を除去するための費用も同様です。

被災した資産を復旧させた

法人の被災した固定資産（被災資産）に対する支出については、その内容によって資本的支出として資産計上すべきものと、修繕費として損金にできるものがあります。被災資産の修繕に代えて新規に資産を取得した場合、取得費用は固定資産として計上します。一方、被災資産の原状回復のための費用は修繕費として処理することが認められています。被災資産については次のような支出も修繕費になります。

- 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水や土砂崩れの防止等のための支出（例：地震により地盤沈下や地割れした箇所への地盛り、二次災害を回避するための耐震補強工事等）
- 被災資産についての支出が修繕費か資本的支出なのか明らかでない場合、その支出金額の30%相当額（残額を資本的支出として処理する必要があります）

被災した従業員や取引先等を支援したとき

法人が取引先の売上債権を免除したり、慶弔等に際して金品を贈ったりした場合、通常は寄付金や交際費等に該当します。ただし、被災した取引先に対し、取引関係の維持・回復を目的とした復旧支援やお見舞いのための支出等は損金算入することが認められます。災害時によくあるケースを確認してみましょう。

ケース① 被災した自社の従業員等へ災害見舞金品を支給した

自社の従業員や親族等に対し、慶弔規程などの合理的な基準に基づき支給した災害見舞金品は福利厚生費になります。

ケース② 取引先等に災害見舞金等を贈った

被災により通常の業務ができなくなった取引先に対し、取引関係の維持・回復のために贈った災害見舞金等は交際費等に該当せず、損金算入が認められます。

ケース③ 被災地に自社製品等を贈った

食品や衣料品メーカー等が不特定または多数の被災者を救援するために自社製品等を提供した場合は、広告宣伝費に準ずるものとして損金算入が認められます。

参考文献：「事務所通信2024年9月号」（TKC出版）
※国税庁ホームページ「災害関連情報」も参考にしてください

